

## 計量制度に関する課題検討会（第2回）

### 議事録

日 時：平成28年3月2日（水曜日）13時30分～16時30分

場 所：経済産業省別館1階101-2・103・105会議室

#### 議 題

1. 要望意見の項目別整理・現状と課題に関する検討
2. 「計量制度に関する課題検討会」報告書 今後のとりまとめ方針
3. その他

#### [配付資料]

資料1-1 計量制度に関する要望意見の項目別整理・現状と課題

資料1-2 計量制度に関する要望意見の現状と課題における検討用参照資料

資料1-3 要望意見の補足参考資料（日本計量機器工業連合会 提出資料）

資料2 「計量制度に関する課題検討会」報告書 今後のとりまとめ方針（案）

#### [配付資料（参考資料）]

参考資料1 出席者名簿

参考資料2 計量制度に関する課題検討会（第1回）議事録

出席者

[委員]

石渡 祐一郎	川崎市 計量検査所 所長
太田 秀幸	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 認定センター 所長
片桐 拓朗	一般財団法人 日本品質保証機構 理事
河住 春樹	一般社団法人 日本計量振興協会 専務理事
後藤 一夫	日本電気計器検定所 理事
高辻 利之	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 研究部門長
高増 潔 (座長)	東京大学大学院工学系研究科精密工学専攻教授
田中 正廣	一般社団法人 日本環境測定分析協会 会長
戸谷 嘉孝	東京都 計量検定所 所長
堀井 茂	一般社団法人 日本計量機器工業連合会 専務理事

(敬称略、五十音順)

[説明者]

小谷野 泰宏	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 総括研究主幹
小島 孔	一般社団法人 日本計量機器工業連合会 常務理事
金井 一栄	埼玉県計量協会 副会長
村松 徳治	一般社団法人 日本計量振興協会 常務理事
村井 政志	一般社団法人 日本環境測定分析協会 標準化委員会委員長

(敬称略)

## 【ご挨拶等】

○三浦計量行政室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回計量制度に関する課題検討会を開催いたします。委員及び説明者の皆様におかれましては、ご多忙中のところ、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。私、事務局の計量行政室長の三浦でございます。

なお、この検討会につきましては、第1回目と同様に公開で行うとともに、配付資料、議事録も後日公開するということになってございます。また、写真撮影につきましては、議事に入る前までとさせていただきますので、今回もご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、メインテーブルの皆様の手元には、i P a dが置かれているかと思うのですが、審議会、勉強会のペーパーレス化ということに当省も取り組んでございまして、本日の資料はこのi P a dの中に保存してございます。適宜ご参照の上、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入りますので、恐れ入りますけれども、よろしいですか。写真撮影はこれまでとさせていただきます。

それでは以降の議事進行は高増座長にお願いいたします。高増座長よろしくお願いいたします。

○高増座長 こんにちは。高増です。きょうも一応3時間を予定しておりますので、充実した議論を進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、まず事務局より配付資料につきまして、ご説明をお願いしたいと思います。

○田中計量行政室室長補佐 それでは、事務局より本日の配付資料の説明をさせていただきます。本日メインテーブルの皆様にはi P a dをご用意しておりますため、確認は割愛させていただきますが、資料といたしましては資料1-1の計量制度に関する要望意見の項目別整理・現状と課題、資料1-2の検討用の参照資料、1-3の日本計量機器工業連合会の提出資料、資料2の「計量制度に関する課題検討会」報告書、今後のとりまとめ方針（案）。加えて参考資料が保存されております。

まずメインテーブルの皆様のi P a dの使用方法を簡単に説明させていただきたいと思うのですが、現在でも皆様のi P a dを使用できる状態ですが、画面の左上に下向きの矢印がございます。そちらを指でタップしていただきますと、それぞれの資料の目次が出てまいりますので、参照される資料のところをまた指でタップしていただきますと、

その資料が表示されるというふうになっております。こちらで、適宜会議中は資料を参照いただきますようお願いいたします。

また、資料の参照中に左上の下の矢印が画面にあらわれないことがあります。何回か指で画面をタップしていただきますと、その矢印があらわれますので、よろしくお願いをいたします。

また、傍聴者の皆様におかれましては、紙で資料を配付しておりますが、参考資料2の第1回議事録につきましては、後日ホームページに掲載いたしますので、本日のお手元の資料からは省略しております。ご了承くださいますようお願いいたします。

あと本日マイクの関係もございまして、携帯電話の使用はご遠慮いただけますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

## 1. 要望意見の項目別整理・現状と課題に関する検討

○高増座長 ありがとうございます。

それでは議題に入りたいと思います。議題を見ていただくと、きょうは一番メインなのは、第1回の検討会においてなされた各要望意見について項目別に整理して、それについて議論をしていただくということです。

それから、その後計量制度に関する課題検討会の報告書の取りまとめ方針を決めるというのが、きょうの流れとなっております。

では最初のほうは資料1-1を中心に議論を進めることとなりますけれども、まず事務局から議題1の進め方について説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐 事務局から説明いたします。

議題1につきましては、まず資料1-1、こちらを中心に本日は議論を行うことといたします。資料は、皆様にはiPadにもございますが、紙、A3でご用意しております。

まずこの資料1-1の見方をご説明申し上げます。

この資料1-1は、第1回、前回の検討会におきまして、業界団体、それから自治体からいただいております各要望につきまして、全て項目別に整理をしたものでございます。

具体的には資料の左側にそれぞれ項目別に整理をしたものとなっております。その要望ごとに右側には事務局で記載をしておりますが、例えば右側から順番に根拠条文につつま

しては、計量法の中でどの条文が根拠となるものかを記載しております。

また背景・現状には、事務局で記載をしている現状及び要望側のご意見、展開によるものも含めて記載しております。

その次には、現在の制度、計量法における制度としては、今現在どういう制度になっているかというところについて記載をまとめております。

一番右の項目でございますが、こちらが本日一番ご議論をいただきたいところでございます。事務局として想定している課題といたしまして、検討すべきまた精査すべきであると現時点で事務局にて想定している課題を挙げさせていただいております。

本日のご議論といたしましては、まず一つ目といたしましては、ここで挙げさせていただいた課題について、どのようにお考えか、またどういうところをもう少し今後の課題として精査していくべきかというところをご意見いただきたいというところでございます。

また、現時点での事務局の想定ですので、これ以外にもそれぞれの項目について検討すべき課題があるという場合には、またご意見を挙げていただければと思います。

こちらの資料は一番左の番号の1から18まで全てでございますので、本日ご議論をいただきたいと考えております。具体的な進め方につきましては何個かまとめてご意見をいただくという形を想定しております。

あと資料1-2はiPadに保存しておりますが、こちらはパワーポイント資料をご用意しております。具体的なスライド内容につきましては、ほぼ前回の第1回の検討会でお示したスライドですけれども、この資料1-1の番号の順番にスライドを並びかえておりますので、こちらのご議論をいただくときに順番に参照資料として見ていただくという形になってございます。

また資料1-3につきましては、計工連さんから提出資料ということでいただいておりますので、そちらにつきましては、その要望のご意見をいただくときに、またご説明をいただくということになります。

議題1の進め方につきましては、以上でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

ただいまの進め方について、何か質問とかご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今の事務局の説明に従って進めたいと思います。

大体1-1の資料のページごとに少し説明をいただいて、ご意見をいただくということ

を繰り返したいと思います。

それでは、まず最初に資料1-1の最初のページ、一番左側の番号の1から3について、要望項目について、時間をくぎって、説明の後議論をいたしたいと思います。

では最初の1から3については、25分程度で説明と議論を行いたいと思います。

ではまず事務局から説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐 では事務局より説明をいたします。

まず資料1-1の1ページの番号1番の特定計量器の追加ということで、自動はかりの特定計量器への追加のご要望をいただいております。こちらにつきましては、具体的に自動はかりの器種を指定して、こういったものを指定すべきではないかというご要望をいただいております。

右側の欄になりますが、背景と現状といたしましては、自動はかりが普及しているという状況がございます。また欧州でも自動はかりは規制の対象となっているという状況がございます。

本日ご議論いただきたい検討すべき課題といたしましては、一つ目といたしましては、規制の必要性があるかどうか、自動はかりを検定等の規制の対象とすることで信頼性が高まるという理由で規制すべきかどうかという点です。

二つ目としては、規制対象とすることの社会的影響、効果、具体的には自動はかりの使用者への影響や、最終計量製品の消費者への効果などがございます。今回ご要望いただいたところより別に、使用者や消費者側の立場での検討も行うべきではないかという課題がございます。

三つ目といたしましては、具体的な規制対象とする種類の範囲を精査する必要があるのではないかとございます。

四つ目につきましては、規制対象計量器の把握ということでございまして、現在自動はかりは工場内などのクローズな環境にあることが多い状況でございます。実態の把握が困難ではないかということがございますので、この把握をどういった形で解消するかという点でございます。

五つ目につきましては、検査方法、検定とするか定期検査とするか、検定の有効期間、定期検査の周期などということでございます。

次の点につきましては、型式承認、検定、定期検査の実施者や実施体制をどうするか、具体的に誰がやるのか、どう整えるのか、費用はどうするのか、数はどうするのかとい

た点がございます。

最後に挙げさせていただいておりますのが、既に流通使用されている自動はかりの検定の実施方法や期間をどのように考えるかという点でございます。こちらが一つ目の番号1の自動はかりでございます。

2番目の要望につきましては、定期検査を要しない期間の統一というものがございました。こちらは平成5年の法改正時に経過措置に関する規定を整備したものでございます。こちらについて要望がございました。事務局として考えている検討すべき課題につきましては、特例措置の対象機種は平成5年法改正時に追加された非自動はかりだけではなく、平成5年以前から検定の規制の対象となっている機械式はかり、棒はかり、分銅、おもりなど多器種にわたるということから、個別計量器ごとの精査、具体的には製造・出荷・仕様実態・定期検査対象数等の実施が必要ではないかと考えております。

次に3番、非自動はかりでございますが、修理後から再検定まで、計量器を使用可とするということが必要ではないかというご要望をいただいております。具体的には背景・現状でございますが、今特定計量器の使用者は計量器の修理による検定証印が除去されてから、再検定に合格するまでの間は当該計量器による取引証明のための計量には使用できないこととしております。

こちらについての課題でございますが、現在タクシーメーターの装置検査に対する措置については、これは別に規定をされております。現在の制度のところに記載をしておりますが、そちらについては検定に合格して、検定証印が付されている計量器に対する措置であることに対しまして、こちらの今回の要望は修理を行い検定証印が許可された計量器に対して、装置検査と同等の措置をすることは計量法に関する修理に対する根幹の課題であり、適正な計量の確保の観点から、許容される事項かどうかということ課題として挙げております。

番号1から3につきましては、以上でございます。

○高増座長 どうもありがとうございました。

では引き続きまして、今の番号の1の自動はかりについて、計工連様より資料1-3を提出いただいておりますので、資料1-3の自動はかりの資料について、説明をお願いいたします。

○堀井委員 計工連の堀井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料1-3のほうに自動はかりの製造装置ということで、統計表を用意してございます

ので、ご覧をいただきたいと思います。

この統計表につきましては、計工連の会員企業、特に自動はかりをつくっております35社の会員企業に対しまして、毎月どのような器種を何台くらい生産しているか。あるいはその需要先はどうかというふうなことの調査を行い、取りまとめたものでございます。

今回、6器種について表にまとめてみました。一番上の緑色が自動重量選別機、その下のえんじが包装機値付け機はかり、その下の淡い青色が組み合わせはかり、下の濃いブルーがホッパースケール、紫色は袋・缶・瓶詰め用はかりということで、一番下がコンベアースケールという器種構成になっております。

生産実績は平成21年から平成26年度までということで、まだ平成27年度は出ておりませんので、26年度実績まであらわしております。

ご覧いただきますとおり、自動重量選別機、包装機値付け機は上の二つです。この2器種は近年、非常に伸びてきております。組み合わせはかり以下、コンベアースケールまではごらんとおり、ほぼ横ばいといいたいまいしょうか、そんな形で推移してきております。

自動重量選別機、一番上の折れ線グラフでございますけれども、平成26年度の実績で、年間で約6,000台の実績でございます。このところ順調に売り上げを伸ばしてきておりますが、これまでの食品に加え、化粧品だとか、お菓子類関係のメーカーに多く使われ始めてきているということ、それから平成26年から生産性向上設備投資促進税制という優遇税制が設けられておりますが、そうした制度を活用して需要増という状況が続いてきております。

また包装値付け機はかりについては、スーパー等の仕分けセンターで使われる場合が多く、ここ数年順調に伸びてきておりますけれども、平成26年には減少傾向にあります。

それから次のページに移りまして、自動はかりの用途というところで、この4器種についてまとめてございます。一番上がホッパースケール、その下が自動補足式はかりというふうになっておりますけれども、一枚目のところで包装値付け機はかりと、それから自動重量選別機というのがございましたけれども、この二つをまとめてまして、自動補足式はかりというふうにあらわしております。

それから自動充填用はかりで、袋・缶・瓶詰め等に使用されるはかりでございます。あとコンベアースケールで、ホッパースケールはここに書いてありますとおり、いろんな業種に使われております。食品、化学それから機械、金属、建設が主なところで、その他が55%で非常に多くなっておりますが、ここには農業分野だとか、そういったものも含まれ

ます。いろんな業種に使われているというのがホッパースケールの大きな特徴といえます。

自動補足式はかりは、包装値付け機と自動重量選別機で、多くは食品加工業に使われていますが、最近は化粧品業界にも使われ始めるなど、化学工業向けが15%という状況でございます。

それから自動充填用はかりでございますけれども、90%以上が食品加工業で使われています。

それからコンベアスケールは機械金属あるいは鉱業、採石で多く使われていると、こんな実態でございます。

以上でございます。

○高増座長 どうもありがとうございました。

では、今説明がありました要望項目の番号1から3、資料1-1の1ページ目ですけれども、その一番右側のところに検討すべき課題というのが、事務局が整理したものが書かれております。

この課題について、具体的にどういうふうにお考えかというようなご意見、またはこれ以外にもこういう項目をつけ加えたらいいかというようなことについてご意見をいただけたらと思います。自由にご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

じゃあ私から。自動はかりのほうですけど、先ほどの六つの種類が一番ユーザーに使いどころだというふうに考えればいいということですか。

○堀井委員 そうです。

○高増座長 先ほどのグラフは全体だと年間1万何千台とかいう感じでしょうか。

○堀井委員 そうですね。1万台ちょっといくくらいだと思います。

○高増座長 ありがとうございます。

ご意見いただけたらと思いますけれども、どうでしょうか。

○小谷野氏 産統研の小谷野と申します。よろしく願いいたします。

今回この自動はかりということで、今まで規制されていなかったものに対する新たな規制ということですので、一番問題となるのは、実際に検定とした場合に、実際に再検定にするのか、定期検査にするのかという、あとその期間が一番問題になるのではないかなと思うんですね。また再検定とか、定期検査になった場合に、これが組み込まれている場所ですね。実際に本当にこれが工場の中、生産ラインの中に組み込まれてしまうので、実際にこれが本当に検査が可能なのかどうかということが一番重要になってくるのではない

かと思うんですが、その辺がちょっとどうなのかお伺いできればと思うんですが、いかがでしょうか。

○高増座長 非常に大きな装置もございますし、ほかの装置なんかと組み込まれているものもあるというふうに思いますが、だから最初の検査と、あと何年か例えば再検定するという場合には、これはどういう感じですか。計工連のほうにお伺いしたらいいんでしょうか。

○小島氏 計工連の小島と申します。

ご質問の中で規制対象とする種類については、小谷野さんのご指摘にありましたように、現在使われているものの中で、プロセス管理の中で使われるものは、対象にしようということではありません。

最近の自動はかりは、計量精度が非常に高いものになっておりまして、消費者にお渡しする品物の最終の計量に使われるものもあり、そういったものだけを検定をやっていってはどうかと考えております。

それから、定期検査とか検定に関しては、規制対象になった計量器は、当然初期の段階で検定をした後、何らかの計量管理がなされなくてはならない。それは定期検査であっても再検定であっても、一定の計量管理と考えます。

続きまして有効期間ですが、これも既にお使いをいただいている皆様は、メーカーに依頼する場合も含め定期補修をしております。定期補修の中には、定期校正も含まれておりますので、そういった期間を参考に適正な期間を設けていくことになるのと考えます。

以上です。

○小谷野氏 すみません、一つだけちょっと確認したいんですが、定期検査とか再検定となった場合の件について、計量管理がなされればよいというふうなご発言だったかと思うんですが、基本的に定期検査とか再検定ということになれば、検定所の方がそちらに赴いて検査をするということになるかと思うんですが、その辺はどのようなふうにお考えでしょうか。

○小島氏 すみません。お答え一つ忘れてしまいました。先ほどご紹介をいたしましたように、現在も工場や袋詰めをする食品工場に出向き、そこで計量性能の確認もしておりますので、検定対象になったとしても、その場での検定もしくは定期検査も可能と考えております。

実際に検定や定期検査を行う人は初回検定では指定製造事業者制度を活用し基準適合証

印を附して、お使いいただく皆様にご提供していくことを考えてはおりますが、ご指摘のように一旦使い出したものを定期的に検査なり、検定なりを実施する場合は、指定検定機関もしくは都道府県の検定所の皆様にやっていただくことになると思います。

なお、私どもは今回の要望の中で、製造メーカーの中にあります試験所を、計量器の検定、定期検査に活用いただければ考えております。

○高増座長 よろしいでしょうか。

○金井氏 日本計量振興協会の金井と申します。

今のご質問の関係で一つご参考のお話をいたしますと、例えば自動重量選別機につきまして、仮に対象になって、検定有効期間をつけて、その後の初期の検定ではなくて、その後の更新ですとか、もしくは定期検査の対象になりまして、その定期検査をやるとかという、もし仮にそうなったときの話ですが、計量管理としまして、先日、日本計量振興協会のほうでアンケートをとった中でも、1年に1回必ず定期的な検査をやっているというのは、60%強ありまして、もう一つは検査の方法でも、7割以上がきちんとした方法でやっているというアンケートの結果がありますので、もしそうなったとしても、それ絡みで対応が可能ではないかというふうに考えております。

○高増座長 ありがとうございます。

○戸谷委員 東京都の計量検定所でございます。もし検定や定期検査が、これは地方の仕事として入ってきた場合なんですけれども、今金井さんからお話があった1年に1回定期点検を行っているということでありましたが、これは恐らくその日休業にされて、操業をストップしてやってらっしゃるんじゃないかと。そうしたときに、顧客のニーズに合わせて、地方が日程を組めるかという問題が一つあります。

また、実際にやっていらっしゃる方に聞きますと、そもそもメーカーさんではユーザーニーズに基づいてつくっておきまして、それがために分銅をかけるものがないとかとかいうこともあるようですので、そうすると検査をするということになった場合には、事前の下見をした上で、検査方法や場合によっては治具まで用意して臨まなければならない。

これはまた規制の必要性にもかかわってくることでございますけれども、そこまで手間ひまをかけて、何のメリットが得られるのかというところが、今後検証されるべきだと考えます。

以上です。

○高増座長 どうもありがとうございます。

両方いろいろな意見ができて、検討すべき課題がかなりはっきりしたんじゃないかと思

います。

ちょっとついでに、型式承認みたいなことをやるとすると、どういうことになるんでしょうか。

○小谷野氏 型式承認ということになれば、今現在試験設備等をうちのところにはございませんけれども、その辺を準備してという形をせざるを得ないと思っています。

○高増座長 ありがとうございます。

今ほどちょっと話題に出ていなかったんですけども、要望番号の2番目が定期検査の期間の話で、これはちょっと事務局にお伺いしたいんですけども、これは省令とかを変えらることで対応できるというふうに考えていいんでしょうか。

○関野計量行政室室長補佐 事務局の関野でございます。

ご要望そのものは、政令改正で全部の器種について一定の期間にして下さいというご要望なんですけれども、そういう形だと政令の附則を改正することになります。ただし、検討すべき課題のところにお書きをさせていただいておりますけれども、器種が多岐にわたっておりますので、器種ごとに、例えば、日計振さんからご要望いただいております平成5年の法改正によって追加された電気式はかりだけについて、他の電気式のはかりと同じ定期検査の猶予期間にすべきということであれば、省令改正で対応が可能という趣旨を、現在の制度並びに検討課題のところ、記載をさせていただいております。

○高増座長 ありがとうございます。

これについてはよろしいでしょうか。今のような課題ということ。

○小谷野氏 型式承認についてもお話があったと思うんですが、物によって大きかったり小さかったりすると思いますので、その辺型式承認ということになったときに、型式承認をどういうふうにするかという検討は若干必要になるかと思えます。いろいろ設備によって生産、何ていうんですかね、生産ラインに組み込まれるものですから、それをどう試験していくかという検討がちょっと若干必要になるのではないかと思います。

○高増座長 ありがとうございます。

あとは3番目の修理後の再検定までについてですけども、事務局が整理した一番右の欄では、必ずしもタクシーメーターなんかの状況が違うということが記載されておりますけれども、これについて何かご意見ございますでしょうか。

○小島氏 計工連の小島でございます。

事務局様のほうからいただいた回答については、十分に承知はしております。ただ、タ

クシーメーターも実際には車両に搭載したときに、きちんと搭載した事業者がその器差を確認をした上で、都道府県に届出をしているというふうに考えておきまして、その意味で、はかりの修理におきましても、修理事業者に対して基準適合義務がかけられて、検定と同様な性能評価をするということになってございますので、確かにタクシーメーターは検定に合格しているという一つの条件がかけられていますが、実際に届出をするまでのプロセスに関しては、実ははかりであってもほかの計量器でも、同様に修理をされたら必ず修理のための基準適合義務がかけられるということになりますので、ある種ここでは非自動はかりに限定してお願いをしているということではございますけれども、同様に修理から再検定に合格して使用が可能になる期間を、できるだけお客様に継続してお使いいただけるような、何かそういう制度をぜひ考慮いただければというふうに考えております。

○高増座長 ご要望の趣旨はよくわかりましたけれども、この事務局のまとめた課題もかなり重要な論点ですので、これについては特にご意見はございませんでしょうか。

○小谷野氏 ただいまのお話ですと、非自動はかりということで、非自動はかりを修理に出して、修理後から再検定はというお話ですけれども、もう修理に出す時点で使えないわけですね。修理した後に、確認して、何ていうんですかね、届け出済書という制度をやるうとした場合に、その事務処理等も必要になるわけですね。ですから、修理して検定所に持って行ったときに、じゃあ何ていうんですかね、事務処理に係る期間と事務じゃなくて実際に検定に係る期間というのを考えたときに、本当にこれが必要なかどうかというのが、ちょっとよくわからないんですが。そこはどうなんでしょうか。

○小島氏 私ども会員の中からは、検定申請をしたら速やかに検定が実施されるケースと、少し時間をおかれるケースがあります。私どもでは、お客様にできるだけ迷惑をかけないために、修理をしたらすぐに検定をし計量器を使えない期間を短くしたいという趣旨でございまして、できれば、修理後も継続して使え、かつ検定が行われるまでの間、使えるようにしていただけると、お客様にとっては利便性が高まるということでもございます。

極端な事例では1カ月近く検定を待たなくちゃいけないというケースがあり、その場合には1カ月間計量器が使えないことになりますので、事業者側としましては、代替計量器をお届けして、取引に支障がないように配慮をしながら、事業者はそこに一手間がかかってしまうことになり、できれば修理が適正に行われて、かつ修理後に基準に適合している何らかの証明があったら、その計量器を使って良いとのお墨つきを検定所からいただきますと、お客様への迷惑が最小限に抑えられると考えております。

○金井氏 金井です。今のお話と関係するんですけども、特に大型のはかりの場合は、現地で定期検査でとか計量証明検査で不合格になった場合に、当然事業者は使えなくなってしまうので、修理はすぐ修理事業者なり、製造事業者の方に依頼して修理はします。その後、検定を受けるまで当然使えないわけですが、結構時間がかかりますと、その期間ストップして、当然事業ができないということになってしまいますと、大変影響が大きくて、特に大型はかりの場合は金額も大きいですし、修理金額も高いわけで、その後そのまま検定まで少し待つということが非常にできないわけです。現実には。難しくなるわけで、こういう措置をとっていただくと、事業者、非常に大型はかりを使っている、特に計量証明事業の関係の方ですとか、一般の取引に使っているところもありますが、非常にありがたいんではないかというふうに思います。

○高増座長 どうもありがとうございました。

一応検討すべき課題のほうは、はっきりしたというふうに思いますので、一応要望番号の1から3については、一応ここまでにいたしまして、じゃあ続きまして次のページ、要項番号の4から7について、議論をしたいと思います。やはりここについても25分程度で議論を行いたいと思います。

まず最初に事務局より説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐 事務局より4番から7番の説明をさせていただきます。

番号の4番につきましての要望は、修理事業者を示すロゴマークということでございまして、修理をしたい際、修理実施者を示すロゴマークをはりつけるよう規定すべきではないかというご意見をいただいております。

やはり背景と現状といたしましては、修理品について、現在は修理事業者名の明記が義務づけられていないために、修理に関する責任が追及できず、型式不一致の場合に製造事業者が責任を問われることが多いなど、責任の所在が明確にされていないと、これはご要望の中でいただいているものでございます。こちらにつきましては、検討すべき課題といたしましては、まず法律に現在位置づけられていない表示を義務づけることが可能かどうかというところを課題として考えております。

また二つ目でございますが、新たな規制の必要性の明確化ということでございまして、新たな規制を導入することで、適正計量の観点から信頼性がどれだけ高まるかどうかというところがございます。

三つ目といたしましては、では具体的な表示方法として、表示場所や大きさ、方法はど

のようにすればいいかというところも、今後の検討課題ではあると認識をしております。

次に5番の計量器販売事業者の遵守事項でございますが、現在定期検査の話でございますが、現在につきましては、市町村長の事前調査によって定期検査の対象のところの計量事前調査をしているというようなことでございますが、把握するのは困難な状況にあるということになります。そこで届出に係る特定計量器を購入した者は、定期検査の対象となる場合には、その都道府県知事に連絡する旨の努力義務を明記すべきではないかというご要望をいただいております。

こちらにつきまして検討すべき課題といたしましては、具体的にどのような形で購入者が連絡することになるかですとか、後はこの遵守事項により、あくまで努力義務ということでございますので、どの程度の件数規模の把握を期待できるかというところが課題かと考えております。

また、連絡先については、都道府県知事が適切か、もしくは事前調査を行っている市町村の長とするかというところも検討ではあると考えております。

次に6番でございますが、検定証印・定期検査済証印とともに付す数字ということでございますが、現在定期検査済証印では定期検査を行った年の最下位の数字、数字の下一桁と月を記載することとなっておりますが、こちらについて例えば年号二桁表示や西暦表示等の運用を実施すべきではないかというご要望をいただいております。

こちらにつきましては、課題といたしましては年号表示につきましては、計量法内の他の制度、例えば型式承認、計量証明、指定製造事業者といったものも同様の規定がございますので、こういったものを統一的に検討する必要があると考えております。

その上でこれもさまざまご意見をいただきますが、計量器ごとの特徴としてスペースがあるかないか、表示場所や表示方法、これにも配慮する必要はあるのではないかとこのように考えております。

次に要望の番号の7番でございますが、型式承認の民間試験所等の試験データの受け入れということで、具体的には型式承認の際にISO17025等の認定試験所、これはメーカーの試験所も含まれますが、そちらで実施した試験データの活用、つまり試験成績書の受け入れを可能にするべきではないかというご要望をいただいております。

こちらにつきまして、背景と現状のほうに要望の際にいただいた現状を記載しております。はかりにつきましては、新形式の速やかな市場投入等を求められていることから、技術力のあるメーカーでは、自社、第三者において開発段階から十分な試験を実施している

企業もあるという状況で、こういった試験成績書の一部または全部を活用すべく受け入れるべきではないかというご意見をいただいております。

こちらにつきましては、検討すべき課題といたしましては、まず試験成績書の受け入れの効果、具体的には審査期間がどれくらい短縮できるのか、また手数料の減免がどのような効果になるのかなど、効果面で十分な制度見直しとなるのかどうかということは課題としてまず挙げさせていただきたいと考えております。

その上で試験成績書の判断基準、ISO17025で適切、または十分であるかどうかという点は検討すべきであると考えております。

また、その試験成績書自体の信頼性を確保するにはどのようにすればいいかというところも挙げております。

あと四つ目でございますが、認定試験所の認定体制、型式承認の試験項目の認定体制は整備可能かどうかという点もございます。

また五つ目ですが、型式承認機関、現在、産総研で型式承認を実施しておりますが、その試験成績書の実際の受け入れ体制が整うかどうかというところもございます。

あと最後といたしましては、受け入れとなりますと、試験成績書は外国で例えば試験や作成されたものが今後あるということを想定いたしますと、その受け入れに当たっての課題も現状で整理が必要ではないかというふうに考えております。

事務局からは以上でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

一番最後の要望番号7の型式承認については、計工連様から資料1-3、後半の資料を出していただいたので、簡単にご説明をお願いいたします。

○小島氏 計工連の小島でございます。

型式承認に関しまして、承認機関の試験所だけではなくて、外部の試験所の試験結果を活用していただきたいという要望でございましたので、最初に私どものほうで用意した資料の中で「製造事業社内の試験所の活動」というパワーポイントの資料がございますので、ここについてご説明をさせていただき、また型式承認の際に、MTLとか第三者試験所がどんな活動をしているかという事例を2枚目のパワーポイントでまとめました。

また3枚目は、実際にMTLや第三者試験所を活用いただいた場合のメリットをまとめた資料をご説明をさせていただきたいと思っております。

まず計量器の製造事業者では、市場ニーズにあわせを企画部門が企画立案して計量器の

開発をスタートさせます。設計、試作をしたものについてはその下にございます製造事業者の中にある試験所の中で試験評価をし、それをフィードバックさせまして、また設計、試作、試験評価というループで、量産品にするための品質を高めていくという活動をしています。

また製造事業者の品質管理部門の中では、一旦試作が終わって、量産化されてきますと、その量産モデルの生産活動で必要となる各種計測器につきましても、この製造事業者内の試験所で定期的に校正を受けながら、管理をすることになります。

また製造事業者の試験所でございますので、全ての試験設備が整わないケースがございます。具体的に言いますと、電子化計量器のEMC試験をする場合には、非常に大がかりな設備が必要になります。こういった部分について、試作されたものについて、製造事業者内の試験所の中で全てが処理ができない場合は外部の第三者試験場を活用して、そのデータを開発部門に提供し、設計・試作のループに戻してやるというような活動をしています。

2枚目で具体的に計量器の型式承認の中で試験データの活用の事例をご紹介させていただきたいと思います。資料にありますようにMAA証明書制度がもう既に発足をしておりまして、我が国では産業技術総合研究所様が、ここに参加登録をされておられます。

対象器種としては非自動はかり、ロードセル、水道メーターといった3器種でございますが、この制度は型式承認の試験データを、ここに参加をしている国は相互に受け入れようという制度でして、データの受け入れに関して、一定の強制力があるものです。

まず我が国ですと、NMI Jが国家の型式承認を担当し、右側のBIMLという機関がございますが、これは国際法定計量機関であるOIML事務局でございますが、この事務局に対して、MAA発行機関の登録をいたします。そうしますとBIMLでは、その発行機関が適正な発行機関であるかどうかを、真ん中の下に書いてありますピア・レビューチームを組み、技術評価とマネジメントシステムの評価を、発行機関とそれぞれの試験機関に対して行います。

なお、この際、発行機関はNMI Jですけれども、NMI Jは発行機関の機能と試験所の機能と二つございます。試験所の機能については、ISO17025のマネジメントシステムで運営されているかどうか、それから型式承認の試験ができる設備、技術力があるかということ、このピア・レビューチームが評価することになっております。

なお、このNMI Jは外部の試験所、製造事業者の試験所からの試験データを活用して、

MAAの証明書を発行してもいいということになっていますので、発行機関の試験所と同様にピア・レビューチームがMTL第三者試験所を認証のための評価をし、適正であれば登録が認められることになり、その後、MTL第三者試験所から発せられる型式承認試験データを活用しMAA証明書をBIMLに対して登録することが可能になります。

計量証明書の発給がありますと、MAA参加機関は、この成績書の受け入れが強制がされるシステムになっております。これは活用事例でございます。

またMTLの活用によってどんな効果があるかということで、ちょっとご説明をさせていただきますと、計量器メーカーの中ではイヤモデル、要するに1年に1回モデルチェンジをしながら市場にお届けするというような活動をしている企業もあります。この場合は、6カ月から12カ月で、企業内で設計・試作・評価をした上で、型式承認の申請をNMIJに対して行います。

NMIJでは、型式承認のために性能試験を実施いたし、申請のあった型式が省令上の基準に適合するかどうかの評価をすることになり、例えば3カ月から6カ月の間で、型式承認が実施されることになります。なお、現在のシステムではNMIJで、性能試験は必ずやらなくちゃいけないルールになっておりますので、長いものと3カ月近く期間がかかるようなものもあり、性能試験を実施している限り、型式承認の期間を短縮するというのは、難しいと考えております。

次にその下にございますが、MTLのデータ活用プロセスということで書いておりますが、上の図と同じように、企業内では設計、試作、性能評価と繰り返しながら、一定の試験データを貯えてまいります。この試験データを型式評価のところでご活用いただきますと、産総研様で実施される性能試験の実施期間が大幅に短縮できると考えます。

資料では、それを除く期間を短縮期間に当てていますが、1カ月というのはあくまでも事例でして、試験データをご活用いただくものについては、全ての試験を含む場合もございますし、一部の試験データの場合もありますので、1カ月というのは、あくまでも例で、3カ月の中から、何らか試験が省略されることによって、期間が短縮されると考えをいただければと思います。

以上です。

○高増座長 ありがとうございます。

では、今ご説明があったので、ちょっとこれは要望番号の7からご意見をお伺いしたいと思います。最初にちょっと私から質問をさせていただきたいんですけども。

このMTLを活用するという事は、このMAAに近いような、何か認定制度を導入されるというようなことをお考えだということですか。

○小島氏 まさにご指摘のとおり、MAAの中では、ピア・レビューチームが組まれますが、これは基本的にNMIJのような型式承認を実施する責任機関がチームのメンバーに加わって実施をいたします。同様に、もし私どもの企業内のMTLについてもISO17025審査に関しては、NMIJのような型式承認を実施している機関が参加した審査チームによって評価することが前提になるかと考えます。

○高増座長 ありがとうございます。

じゃあ、ご意見、どうぞ。

○小谷野氏 ただいまのご説明に関して、ちょっと補足させていただきたいんですが、まずMAAのシステムの部分なんですけれども、そこで器種として、水道メーター、ロードセル、非自動はかりということで3器種が挙がっている。ただ、我々の研究所で登録しておりますのが、ロードセルと非自動はかりの2器種であるということだけ、ちょっと補足させてください。

それから次の最後のページになりますけれども、型式承認期間、3カ月から6カ月という事に資料の中でなっております。基本的に規則の中で型式承認機関が原則90日という項目がございますので、基本的には90日以内で全て終わらせております。ただ、特別な場合において、6カ月まで延長を認めるということですので、その内容に応じて一部器種において、3カ月で試験ができないというものもございますので、それに関しては3カ月90日を越えてしまう場合がありますけれども、基本的には90日以内で型式承認を終わらせるということは認識させていただきたいと思います。

○村松氏 日本計量振興協会の村松と申します。よろしく申し上げます。

5番目の計量器の規制の中で、検討すべき課題という項目が三つ書かれておりますが、この中で、一番上の具体的にどのような形で、購入者はと書かれているところですが、これは販売者はということで、私どもは提案をさせていただいているわけです。それは提案のところ4列目、計量器販売事業者の遵守事項ということで書いたものですので、そのようにご理解いただきたいと思いますと考えております。

それから、またその次の次、連絡先は都道府県知事が適切か、もしくは市町村の長とするかという考え方ですが、基本的には現在の事前調査の体制が続くということであれば、市町村長ということになるというふうに考えております。ただ、もちろん県の範囲のどこ

ろがありますが、これは全て市町村長の役割ということになっているので、そのように考えるのが妥当かと考えております。

それから、またどのような形でというときに、様式等というのもいろいろ検討していく必要があるのだと思いますが、現在、相当昔からの事例ですけれども、大型のトラックスケール関係については、定期検査をやる際に、やはり事前に把握しておきたいということがあって、販売設置した社は、これまでも届け出をするという形で進んでいるところが相当多くあります。これは行政指導として進められたものですが、それとさらにここでは小型のはかりというのをイメージしているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○高増座長 ありがとうございます。

これは基本的には努力義務として行うタイプということで。わかりました。

ではもとに戻りまして、要望4から7について、それぞれご意見をお伺いしたいと思いますけど。

○後藤委員 JEMICの後藤です。

7の型式承認の試験成績書の受入で、先ほど計工連さんからご説明がありましたけれども、まずMTLの試験データを活用するというのが、まず第一ステップかなというふうに思っております。MAAというのは先ほどの産総研さんのお話でもありましたけれども、多分国家機関同士が導入を受け入れないと、そこまでいかないという理解をしておりますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○小島氏 ご指摘のとおりで、私どもとしましては、型式承認の中でMTLが国際的に積極的に活用されていることを申し上げたくて、事例として挙げました。

○後藤委員 すみません、もう一点ですけれども、17025というのは、試験所認定ということで使われているわけですが、計量法の中で型式試験というのは非常に重要な位置づけだと思いますので、単に第三者機関としての17025の認定試験所ということだけではなくて、例えばNITEさんが認定機関になって、そういった仕組みで運営していくとか、そういった認定試験所を登録するような形でやっていかないと。我々のところも型式承認をやっていますけれども、中にはやはりデータが不適合といいますか、そういうのも出ています。外部の第三者試験所のデータをとった上で出しているのかどうかはわかりませんが、そういった事例も見られますので、外部データを活用する場合はそういったと

ころも十分留意していただきたいなというふうに思っております。

○高増座長 今の話ですけれども、今ご紹介したのはJ C S Sみたいな制度で、やはり何らかの制度でそういうM T Lのデータを認証するようなものがやっぱり必要だというふうに。NITEさんなんか、どうお考えに。

○太田委員 私ども17025に関しては、いろいろと認定登録をさせていただいております。ただ型式承認関係に関しては、今は法令等に基づく対応をしておりませんので、政策や法整備等も含めて今後の動きに合わせて対応していきたいと考えております。

○高辻委員 17025も多分今後藤さんがおっしゃったように難しくなりますから、例えばI L A CのM R Aとっているよとか、何らかの縛りが必要になってきましてですけれども。

○高増座長 わかりました。要望の7番については、その辺が論点になるということ。

先ほど、じゃあちょっと残りについて、もうちょっと個別に意見を。

最初の、修理実施者のロゴマークをつけるというような話のご提案ですけれども、これは何か自主的とか、努力目標的なやり方がいいのか、何らかの規則をつくるのがいいのかということについては、何かお考えが。

○小島氏 検討すべき課題の一番目に挙がっておりますのは、承知してございます。ただ、計量器の型式承認が全ての計量器に適用されましたのは、平成5年の改正でございますので、その折に修理事業等、それから製造のところの整理をきちんとしておこなくちやいけなかったんですが、修理に関しては、従前の平成5年以前の修理事業をそのまま引き継ぐ形で、平成5年の改正が行われておりますので、事務局のほうからいただきましたような、表示の義務過程は一切されてございません。その中で、こういった表示について、実施するというのは難しいのかもしれませんが、やはり今現在の修理は型式であろうと型式を持っていなくても、独立して修理事業をやれるということになりますと、やはり実施者については、やはりやった行為に関してきちんと責任を負っていくということは、当然必要で、今家庭で使われる家電製品でさえ、修理をした場合には修理事業者が必ず修理した行為について、責任を負うために、いろんな証明を置いていくというのが一般的でございますので、計量器についても同様に考えていただけませんかというお願いでございます。

○高増座長 わかりました。これについては、何か検討すべき課題についてご意見とかございませんでしょうか。どうもありがとうございました。

先ほど(5)につきましては、先ほど日計振のほうからもご意見がありましたけれども、

ほかに何かございますでしょうか。

○村松氏 一つ追加させていただいてよろしいですか。

先ほど購入者がということで、これを販売者にというふうに申し上げました。基本的に購入者がやることができれば、それが一番よろしいかと思えますけれども。購入者が取引証明かというのは本来本人がそう考えるべきだと、基本的には考えております。

しかし、現実にはこの方法というのは、ほとんどうまく機能していない、したがって、販売者は法令に基づいた説明等をしなきゃいけないわけなので、その説明をしたときに、その焦点が取引証明に当たるものかどうか、そういうことを考えつつ、販売先の責任者の了解を得た上でということ为先ほど申し上げませんでした。そういう流れがないと、現在のような状況からすると困難なことが起きてまいりますので、ぜひそのあたりの整備が必要というふうに考えております。

すみません、ありがとうございました。

○高増座長 これはどのくらいちゃんと把握できているかというのは、かなり大きな問題だと思いますけど。なかなかやっぱり大変なような気がします。だから、一つの有効な手段になればというふうには思っております。

○河住委員 今のところですが、販売事業者をまとめる団体が我々の団体のところにありまして、そこで委員会等をつくっております、この対応については、どうすれば適切にできるのかと。やり方についてこれから検討も少しやっていくつもりなので、そのやり方次第でまた変わってくると思います。

○高増座長 わかりました。どうもありがとうございました。

要望番号6については、これは年号の表示等の話なので、多分やろうと思えばできるというような感じだとは思いますが、何か特に。

○小島氏 事務局のほうから課題として挙げていただいておりますが、特に一番上の、私ども製造段階でかなり年号の数字を書く規定がいっぱいございますので、ぜひ、もしこういったことで統一されて運用されないと、現場としては非常に混乱しますので、ぜひその辺はご配慮いただきたいなというふうに思っております。

○金井氏 もう一つ。日計振の金井です。

定期検査済証印とか計量表明検査済証印という合格したときに付す証印があるわけですが、その表示が、例えば今定期検査済証印は今平成28ですと、8の数字を丸で囲いまして、今3月ですから、3という数字を付す、下なりに。そういうのが一つあるわけ

ですけど。なかなか一般にもわかりにくいところがあって、この8はなんなんだというのもあります。

⑧はいいとしても、その下に例えば平成28年3月という表示を各自治体なり検査をした計量士の方は付しているのが現状です。そんなのがありますので、すっきりする形ですと、平成28年3月検査したという数字でいいという簡単な、そういうことにしていただくと非常にありがたいというところ。

もちろん西暦でもいいんですが、それは今年号になっておりますので、ということです。

○高増座長 わかりました。どうもありがとうございました。

最後の要望番号の7については、いろいろご意見をいただきましたけれども、ほかに特に。よろしいでしょうか。

では一応この2ページ目につきましては、一通りご意見が出たということで、続きまして、3ページ目の番号の8から10のほうに進みたいと思います。事務局、説明をお願いします。

○田中計量行政室室長補佐 では、番号の8から10につきまして、事務局より説明をさせていただきます。

番号の8につきましては、指定製造事業者の指定基準でございます。今現在につきましては、指定制度の基準につきましては、省令で基準を定めておりますが、そのうち製造品質についてはISO9001に整合した基準として、ISO9001の認証を取得している事業者は製品品質に関する事項を省略し、技術基準への適合のみ確認することとすべきではないかというご要望をいただいております。こちらにつきましては、背景・現状でも記載をしておりますが、指定製造事業者の指定に関する基準のうち、品質管理の方法の基準については、ISO9001を基礎としておりますが、制度創設時と比べてISO9001の取得者が増大しているという現状がございます。

検討すべき課題といたしましては、ISO9001の認証結果を活用するためには、まず最新版のISO9001を基礎とした審査基準省令に改正する必要があるがございます。また、既に指定製造業者に指定されているところへの影響、またそのISO9001の認証結果に問題があった場合の影響を考慮するというのがございます。

次に9の指定検定機関でございます。指定検定機関の基準を指定基準の見直しについては、それぞれご要望をいただいております。特にその指定基準を、例えば緩和するという方法で見直すというご意見をいただいております。

こちらにつきましては、検討すべき課題の右側に記載をしておりますが、まず指定検定機関の活用推進の効果ということでございまして、現在都道府県等の自治体にて検定を実施しておりますが、自治体の手数料よりある意味高くても、需要はあるのかどうかというところがまずございます。

次に2点目でございますが、現在構造検定と器差検定、両方の要件全ての項目を行うことができる機関を要件としておりますが、そこを例えば器差のみ検定とすること。また現在では実態的に全国規模で業務を行うこととなっておりますが、それを業務範囲を限定することなどについて、どのような影響があるか、これはよい影響とそうでない影響、両方挙げられると思いますが、そういった影響があるかどうかということでございます。

三つ目につきましては、指定検定機関の基準をどのようにするかと。例えばISO17025、または17020とするかどうか、ということでございます。

次でございますが、その指定検定機関となる基準を見直した際に、検定を受ける対象者のところ、そこがもし同一、もしくは近い機関となった場合にどのように、例えば公正・公平性を確保するか、独立性を確保するかという考え方が課題として挙げられると考えております。

あとは具体的に検定実施者の要件をどうするか、計量士の有資格要件を加えるかどうか、またそれに加えて教習の義務づけ等を行うかどうかということでございます。

また※で書いておりますのは、あわせて指定定期検査機関についても、もし検討する必要があるれば、ここもあわせて検討する必要があるのではないかとということでございます。

あと10番でございますが、特定計量器に関する新しい技術ということでございまして、はかりに検定、定期検査、修理履歴等を明らかにするシステム、具体的にはICタグですとか、QRコードの導入を検討すべきではないかというご要望をいただいております。こちらにつきましては、まず規定の位置づけを努力義務とするのか、もしくはどうするのかという点がございます。

次に導入において費用対効果をどのようにお考えでしょうかという課題がございます。また導入に対するニーズが果たしてどこまで高いものなのか。また計量器の種類もさまざまございますので、その種類によってニーズの差がどのようにあるのかどうかということでございます。

あと最後は具体的にどのように仕組みを構築していくべきかというところが課題として挙げられると考えております。

事務局からは以上でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

では、これについてもご意見をお伺いしたいと思います。ご意見ございますでしょうか。

○片桐委員 JQAの片桐ですけれども。

我々指定検定機関で活動しております。我々は先ほどの型式試験と器差検定のところは、計量法本体の中で両方やることが決められているという理解をしておりますので、ここは一体で考えなければいけないことだと思っております。

ただし、その設備を全部持たないといけないかというところは、現在の設備基準でも所有または借入ということで、規定されておまして、我々もそういう形で一部借入でやった事例もありますので、設備を全部持たなくても指定検定機関にはなれるんじゃないかということもちょっと考えております。

それから、我々が今指定の更新等を受けるときは、ISO17020という基準に基づいて評価をされております。通常の検定機関は第三者検査に当たると思っていますので、この17020もタイプAですか、何かそういう形の規定を使うことで、ある程度公平性みたいなところが担保できるのではないかと思います。

逆にそれ以外の規格を使ってしまうと、その辺のところはちょっと曖昧になる可能性があるのではないかと思います。

以上です。

○高増座長 ありがとうございます。

ほかに、ご意見とかご指摘事項はございますでしょうか。

○戸谷委員 指定検定機関なんですけれども、地域単位で指定するという考え方を、以前お示しいただいたと思うんですが、その場合に多分資料1-1検討すべき課題1個目の○の「自治体の手数料より高くても需要はあるか」という問題が出てくるんだと思います。ただ、そういうものに際しては、今ある規定のように、都道府県知事を行わないものとするとしてしまえば、必然的にそちらに流れることになるのではないかと思いますのが1点です。

それといまひとつ危惧として持っているのは、指定検定機関、やはり営業ベースで考えていかないと、持続不可能になりますので、そうしたときにいいところどりをされちゃうと、設備投資ですとか、年間の需要が少なくて、なおかつ人を配置しなければならないような、例えば大型のはかりのようなものだけ残ってしまったということになっては、身もふたもないので、その辺もあわせて指定を拡大する際にはお考えをいただきたいというこ

とを申し上げておきたいと思います。

○高増座長 ありがとうございます。

○小島氏 片桐委員のほうからいただきました指定検定機関が実施すべき業務の範囲ですが、現在の法律では71条を二つのくりに分けておりますので、私どもとしては、その業務に応じて、指定ができるようなスタイルにさせていただくと、経済的な問題も含めて指定検定機関としての活動が広がってくると考えます。

○高増座長 ありがとうございます。それも大切な論点だと思います。

では、それ以外の要望番号の8番の指定製造業者については何か。

○小島氏 まず課題として挙げていただいているところですが、既に指定を取得している事業者につきましては、指定基準を選択制にさせていただき、既に指定をいただいている事業者もIS09000の認証を取得している場合は、積極的に移行すると考えますし、またIS09000の認証を取得していない事業者は、従前どおりの省令の品質項目の中で、指定をいただけるという選択肢も残していただきますと、大変ありがたい制度になると考えます。

例えばIS09000の認証の結果に問題があった場合、当然、指定製造上で報告義務をさせるなりして、改善されるまでの間、その指定がとまるような条件をつけられるということもいたし方がないと考えます。

○高増座長 ありがとうございます。

○片桐委員 8番のところですけども、我々も指定製造の調査を一時やったことがありますけれども、逆に9002番か、今の事業者さんは9001番の最新版を通常とられていて、指定製造はかなり古い基準になっていますので、そこで二重の管理をしているという負担は多分あると思います。ですから、少なくとも省令のほうの9001番をなるべく新しい版にあわせていただくというのはよろしいかと思えますけれども、逆にこの資料の中では9001をとってれば省略をするということがあるんですけども、我々はJISマーク認証制度の機関にもなっていて、JISマーク認証制度の例で言いますと、9001をとっているところは、審査工数を減らして負担を減らしますが、ただ、全部は省略しませんという制度のようになっていますので、本当に全部省略していいかどうか、いまいちどちょっとお考えいただければと思います。

○高増座長 ありがとうございます。重要なご指摘ありがとうございます。

要望番号9についてご意見を随分いただきました。最後の要望番号10については、何か。基本的には努力目標とか工業会として自主的にやるみたいなところから始めるというよう

な感じなんでしょうか。

○小島氏 確かに今現在これをすぐに実行することは考えておりませんが、要望事項の5番の中で出ましたように、特に非自動はかりにつきましては、使用状況調査が今自治体にとってかなり大きな負担になっていると思っております。私どもで提案をさせていただいた考え方を導入することで、負担も軽減できるのではないかなと考えます。現在の位置づけについては、努力義務ということであっても、まずは動いてみて、実際にこの効果が検証されますと、器種によって非常に有効だと考えていますので、その段階で規定化ということに進まれても、構わないと考えております。

○高増座長 ありがとうございます。

では8から10について、何かほかにご指摘とか。どうぞ。

○金井氏 すみません、金井と申します。

10番につきましては、大変これからにとっていいあれでして、規制について、例えば1番とか2番とか3番とか、みんな8、9もそうですけれども、あらゆる面でこれがあると便利かなという感じはしております。

○高増座長 経産省もI o Tを随分言っておりますから、何かびっとやればそれで全部登録も済んじゃうみたいなことが多分将来的には技術的にできると思いますので、そういう方向に対して何かやっていくということは必要じゃないかというふうに思います。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、このページについても一通り検討が済んだということにいたします。

それではちょっと休憩を挟みたいと思いますので、一応10分間ですから、15時5分まで休憩を取りたいと思います。その後またよろしく願いいたします。

(10分休憩)

○高増座長 では定刻になりましたので、審議を再開したいと思います。

続いて今度は、番号の11番から13番までについて、まず初めに事務局のほうから説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐 それでは番号の11番から13番につきまして説明をさせていただきます。

11番につきましては、基準器検査・基準分銅ということでございまして、こちらにいた

だいております各要望のほうを項目としてはまとめさせていただきました。

要望の内容といたしましては、左側から順番に申し上げますと、J C S S校正サービスが整備されている分野については、基準値検査において、J C S S校正証明書の活用を図るべきではないかというご意見ですとか、あと次に特定計量器の検定検査にJ C S S分銅の使用を認めるべきではないか。将来的にはJ C S S校正制度に一本化すべきではないかということでございます。

また、前回東京都より資料を提出していただいておりますが、基準分銅及び基準圧力計はO I M L 勧告に準拠して既に整備されているJ I Sと整理すべきであるというご意見をいただいております。

こちらにつきましては、背景・現状といたしましては、基準器とJ C S S分銅の相互乗り入れは進んでおりますが、特定計量器の器差検査には、基準器が必要となっておりますため、両制度を整備・維持する必要があるという現状となっております。

検討すべき課題でございますが、まず一つ目は、特定計量器の検査は基準器で行うことを法律で義務づけておりますが一方J C S Sは任意の制度でございますので、両者の今後の棲み分けをどのように考えるかということ、さまざまな観点から考える必要がございます。例えば取引、または証明における最低限の基準と高い信頼性の基準ですとか、後、製造事業者への負担などということになります。

次に検定検査の実施者である自治体が保有すべき基準器検査は無料であるのに対しまして、一本化した場合に、J C S Sを取得、また維持の費用をどのように考えるかということがございます。

三つ目にJ C S Sは国内制度でございますので、海外事業者には適用されていない点、この点に関しまして、非関税障壁の観点からどのように考えるかということでございます。

また最後ですが、基準器とJ C S Sとの技術基準及び運用に関するさらなる整合化は、双方の技術基準、J C S Sの普及・運用等の精査が必要ではないかということでございます。

次に、12番と13番につきましては、計量証明に関する事項でございます。12番は計量証明事業に関することございまして、前回いただきました、計量証明事業者が整備する最低設備の施行規則別表第4の見直しが必要ではないかというご意見と、あと最低設備等の指導、自治体ごとに適正な指導を均一化してガイドライン等の整備をすべきではないかというご意見でございます。

また、計量証明事業の設備に関しましては、そもそもの区分を特に濃度でございますが、区分を見直した上で、区分に応じた必要設備を規定すべきではないかというご要望がございます。

検討すべき課題でございますが、濃度の区分が大气、水または土壌となっておりますが、こちらは適切であるか。また細分化すべきか、見直すべきかというところをまず検討する必要があると課題として挙げております。その上で区分を見直して、新たに生じる問題があるか。またその場合にどのように細分化かすべきかという課題がございます。

次に最低設備等を見直すに当たりまして、その適切な機器、技術進歩への対応など、具体的には前回ご要望の中で参考として表を提示していただいておりますが、そのような適切な機器をどのように今後も含めて検討していくには、どういう仕組みをつくるかというところでございます。

また三つ目でございますが、「最低設備等」の指導に関しましては、これは例えば運用レベルで進められる事項ではないか、という点を挙げております。

最後に13番の計量証明検査でございますが、こちらは計量証明検査と検定の周期の見直しということでございまして、こちらが両方の今規制になっているというご意見をいただいております。

こちらにつきましては、検討すべき課題でございますが、検定制度と計量証明検査制度のそれぞれの意義をまず検証すべきではないかと考えております。計量証明事業者は、基本的に第三者に対して、計量証明書を発行することに鑑みれば、計量証明検査は検定よりも高い信頼性が求められるべきという、これは現行の規定でございますが、こちらには、その一定の合理性があるのではないかと考えております。

また、二つ目でございますが、計量証明検査の検査期間・免除期間については、計量証明検査と検定のそれぞれの受検状況や合否率を調べるなどの実態把握をした上で、現行の当該検査期間・免除期間の合理性を検証すべきではないかと考えております。

三つ目でございますが、計量証明検査が自治事務であることを念頭に置きつつ、実態把握を踏まえた上で、自治体間の均一的な解釈の必要性について検証すべきではないかと考えております。ただし、手数料は自治体ごとに条例等で定められていることも考慮すべきというふうにつけ加えさせていただいております。

11から13につきましては、以上でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

では、これについて、ご意見をお伺いいたします。

○田中委員 それでは、私どもから12、計量証明事業とその計量検査と、証明検査ということで、ちょっとお話しさせていただきますと、検討すべきところには、まず、12番で丸を三つまとめていただいていますけれども、これは、私どもの中で当面ぶつかっている課題でもあります。これは濃度の区分について、自治体さんからも意見が出ているんですけども、計量証明書をもらったユーザー側、計量証明書を使いたいユーザー側から見ると、大気、水、土壌で現状は十分なことも事実なんです。ただし、ここでは、別問題にさせていただいたように、例えば、排ガスだけしかしていない企業などが計量証明書の事業登録をしようとする、今のこの区分だと、それに合わせたら、全部持たなければならぬと言っておられますので、どちらかという、登録するとき、大気の1、2、3があるのかどうかというところは、まずは必要になってくるのかなと。それに合わせた設備ということになるのかなという気がしております。

それから、最低設備の②番と③番ですが、確かに運用レベルで運用可能かと思いますが、今、私どもの会員さんから来ている意見というのは、自治体さんによって、若干、言われる機材が異なっているということです。したがって、運用レベルというよりも、できれば、一覧表のようなものがあれば、自治体さんにより、指導内容が変わってこない、そういう意味で一覧表みたいなものがあればいいのかなという気はしております。

最低設備については、前回のときにいろいろお話しさせていただきましたが、希望としては、何年かに1回ぐらいに定期的に見直していただければありがたいと思います。

それから、13番については、最初の要望では、計量証明制度のあり方についての見直しというような表現で書類を出させていただいたんですけども、ここは周期だけを取り上げ、課題として挙げていただいていますので、ニュアンスの違い等、村井のほうからお話しさせていただきます。

○村井氏 では、日環協の村井から追加させていただきます。

先ほどの12番のほうに戻りますが、運用レベルで進められる事項ではないかということに関しては、非公開のガイドラインというよりも、事業者も自治体も両方とも確認できるような公開文書に明文化していただきたいというのが一つ要望になります。

次に、13番の計量証明検査のほうに関してなんですが、前回の私どもの要望に関しては、計量証明検査のあり方という形で、周期の見直しもそのうちの選択肢の一つかと思うんですが、前回の要望の中にも入れさせていただいたとおり、私どもの事業所のほうでも

ISOの9001であるとか17025の試験所とか認定・認証を受けています。その辺の自主的な取り組みもインセンティブとしてちょっと取り入れていただいて、この検査に関しての免除であるとか代検査であるとか、あと、その後の適正計量管理事業所のお話も次のページにあるかと思うんですが、もしかすると、環境計量証明事業所に関して、適正計量管理事業所という可能性もあるのではないかと。そういう形で、もう少し広く計量証明検査に関して確認をしていただければと思います。

検討すべき課題の○の一番上のところに、検定制度と計量証明検査、それぞれの意義が、確かに検定に関しては、恐らく消費者に対して、適正な計量器を供給するという立場だと思えます。計量証明検査に関しては、我々のような計量証明事業をやっている事業者が、計量管理を適切にやっているかという部分を確認するための検査ではないかと。この辺は、やはり意義が違うので、両方ともやるということは間違いないかと思えます。

ただ、例えば、特定計量器の検査に関して、合格したとしても、事業所のほうでは、JCS Sの標準物質で濃度計を校正して使っているわけで、その標準物質の使い方や校正の仕方が間違っていたら、そもそも機器はちゃんと動いたとしても、適正な計量結果を出していないという可能性もあるので、機器だけではなく、前回の討論のときも、田中委員のほうから話をしましたけれども、立ち入り検査をちゃんとやるとか、それから事業規程の順守を確認するとか、ちゃんとその計量器が適正に管理されて使われているという部分もカバーしなければ、本来のこの計量証明検査の意義が達成できないのではないかということも含め、いろんな形でこの計量証明検査は本来どうあるべきか、やはり我々事業者が適切にやっているのを確認できることという部分で、もう少し広く議論していただきたいと思えます。

ともすれば、我々事業者のほうが、先ほどの9番のほうの検定に関して、器差検定だけの事業所というご提案もあったかと思うんですが、我々も事業所のほうでは器差検査だけをしっかりやっているという部分を別途、計量検定所に定期的に届け出るとか、そういう形も一つ考え方ではないかなと思いますので、もう少し周期だけではなく、ほかの点もあり方として確認していただきたいということでございます。

○高増座長 ありがとうございます。

では、今の要望番号の12番、13番について、ほかのところからご意見とか。

○田中計量行政室室長補佐 すみません、事務局からでございますが、先ほどいただいた13番のご指摘で、計量証明検査と検定のあり方についての見直しということで、ここで

は周期として記載しておりますが、まさにご要望いただいたあり方全体について、ご議論いただくということで進めていただければと思います。

すみません、ご指摘いただきまして、ありがとうございます。

○高増座長 ということですが、要望番号の12番、13番について、何かご指摘とかご質問とかございますでしょうか。

○戸谷委員 東京都計量検定所です。

13番の計量証明検査、一般ではなくて、環境ですね。環境計量証明事業に対する計量証明検査なんですけど、先ほどご意見、それから、事務局からのご説明もありましたが、機器に着目して、検定と検査が2種類あるということについては、若干の疑念がございます。それよりも、むしろ採取した試料の管理ですとか、組織や管理運営を中心とした、今現在、立入検査の規定で行われているもの、これを計量証明事業に着目した検査として特出しして、これは法改正の話になっちゃうんですが、そこまで視野に入れて、ちょっとご検討していただいたほうがいいのかなと思っております。

○高増座長 わかりました。計量証明検査については、かなり根本的なところから見直したほうがいいんじゃないかというご意見だということでした。

ほかに計量証明検査に関して何か。よろしいでしょうか。

(なし)

○高増座長 じゃあ、そういう課題というふうに承りたいと思います。

では、11番のJCSSとの関係については。

○村松氏 日計振の村松と申します。

11番の中で検討すべき課題が書かれております。その三つ目のところの理解をしたいと考えております。

「JCSSは国内制度であり、海外事業者には適用されていない点に関し」と書かれていますが、この考え方ですけれども、海外の製造事業者、指定ではなく、製造事業者は基準器を持たなくてもJCSS分銅で製品の検査ができる、検査規定の検査ができる、事業規定ですね。一方で、指定製造事業者、海外指定製造事業者、これは、法定ですから、基準分銅を持たなければいけない、そういうところがございます。したがって、ここは単に非関税障壁のということではなくて、もう少し表現を見直されたいかがかというふうに思います。

以上でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

○小谷野氏 産総研、小谷野です。今のご意見に対して、J C S Sは確かに国内制度でありまして、基準器も同じように国内制度でありますので、それと同じ意味合いでは、J C S Sも基準器も同じだと思うんですね。指定制度事業者に関しては、確か設備基準のほうで基準器が必要ですので、我々のところでも基準器検査をして出しております。その前段の前に言われた、おっしゃっていた意味合いがちょっとよくわからないんですが、よろしいでしょうか。

○村松氏 製造事業者は、J C S S分銅でいいという、そういうことに関してでしょうか。

○小谷野氏 はい。これは海外の製造事業者に対して、J C S Sでも構わないというお話でしょうか。ただ、指定製造事業者というのは、あくまでも検定にかかわる検査ができるのは指定製造事業者でありまして、指定製造以外の製造事業者に関しては、検定が発生しますので、検定を検定所さんで受けていただくという意味合いがありますので、そういった意味では、そこに製造事業者はJ C S S分銅でいいという話とイコールという話ではないかと思うんですが。

○村松氏 表現が少しよくなかったかもしれませんが、私どもがこのお願いをしているのは、J C S S分銅を基準分銅と同じように使えるようにという、そういう観点から申し上げておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

○小谷野氏 わかりました。

あと、この部分で、基準器とJ C S Sということと言われておりますけれども、基準器検査で扱っている器種とJ C S Sで扱っている器種が全くイコールという、全てが全てイコールというわけではないと思うんですね。器種によっては、J C S Sの器種と基準器が全く違うものもございますので、その辺、この資料を見ますと、全てが全く同じものが両方で出回っているというふうに見えるので、そこはちょっと気をつけていただきたいと思うんですが。

基準器につきまして、J C S Sとの関係の中で、基準器と同じ器種であって、J C S Sの校正証明書が使用できるものについては、J C S Sの校正証明書を使って、基準器検査の成績書を発行するというのを私どもで行っておりますので、そういった部分でのJ C S Sの活用というのはされているかと思えます。つまり、私どもで、J C S Sの成績書と一緒に申請された場合に、その記載内容が基準器の性能を満足していれば、検査なしで、基準器計の成績書を発行しているということで、手数料に関してもその分減額、発行手数

料のみいただいてという形をとっておりますので、その辺もちょっと加味していただきたいと思います。

○高辻委員 産総研の高辻です。

繰り返しですけれども、全くカバーする範囲が同じではないということがあります。ただ、JCS Sのほうの努力によって、昔に比べて、かなり重なって、かなりカバーできる範囲ができています、それはもう事実であります。とは言いながら、基準検査で行うのは、器差だけじゃなくて、構造も検査を行っております、基準器の場合は、有効期限というのを成績書に書きますので、その何年間の間は、特別変な使い方をしなければ、性能が維持できるということを保証しているわけですね。それに対して、JCS Sはその瞬間にその値が出ているという証明しかになっておりませんので、JCS Sの現在の基準器の考え方をそのまま維持するのであれば、JCS Sの証明書が1枚あれば済むという話にはなかなかかならない。ちょっとその辺は、今後、どういう考え方をするか、どういう扱いをするかという検討は必要だと思います。

○太田委員 NITEはJCS Sの登録をしていますが、現在は一部のJISの試験事業者を扱っていますので、今後、扱っていない範囲を登録する際には技術審査する上でいろいろと検討していなければならぬと思っています。その費用は事業者の負担であり、その影響も考えていく必要があるのではと思っております。

○小島氏 計工連でございますが、当会からもご要望を出させていただいておりますが、今、ご指摘のように、JCS Sでカバーされた範囲に限りということで、私どもの要望は出させていただいております。ただ、産総研様のほうからお話がありましたが、私どものほうで、特に自治体の皆さんって活用が余り進んでいないということで申し上げておまして、要望書の中にも、産総研さんは基準器とJCS S成績書の中で、それが使えるかどうかの判断は多分きちんとされるということではあるんですが、自治体の皆さんにとっては、その判断が非常に難しいということもありまして、その判断ができるガイドみたいなものを、マネジャーみたいなものをぜひ産総研のほうで用意してほしいという要望が実は含まれていたんですが、この中には書かれておりませんが。そういった裏づけがあった上で、活用を拡大してほしいという要望でもありますし、多分、日計振さんもそこは同じような要望の内容だというふうに考えております。

それから、もう一つ、海外で、私どもは製造事業をしている会員がございまして、特に指定製造の取得をしておりますが、そこで使う基準器については、今現在、日本に持ち帰

れないと、基準検査が受けられない状況になっております。先ほど来お話をしておりますように、検定に適した道具ということで、これは基準検査を受けなくちゃいけないというのは現在の法律なのでわかってはおりますけれども、何らかそこで現物を日本に持ち帰らなくちゃいけないようなことではなく、逆に、現地でも校正ができるような、そういった配慮をいただけますと、製造事業者では、非常に検定に当たって基準器を準備していく上で、有効な手続になるかなというふうに考えています。

○高増座長 わかりました。

大分いろいろな論点があはつきり出たと思います。どうもありがとうございました。

では、続きまして、最後のところで、残りの14番から18番までについて、進めていきたいと思ひます。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐 では、事務局より14番から18番につきまして、説明をさせていただきます。

14番は、計量士の項目で一つにまとめております。これにつきましても、ご要望を各種いただいております。例えば、計量士の登録要件の見直し、計量士登録実務経験の緩和ということでございまして、具体的には国家試験コース、計量教習コース、それぞれございしますが、実務経験の短縮、また検定計量士の導入ということで、ご意見をいただいております。これは一般計量士に関するご意見でございます。

また、自治体からの意見というところにつきましても、その一般計量士につきましても、例えば、国家試験合格者の講習制度の新設ですとか、研修に関するご意見をいただいております。

また、環境計量士につきましても、更新制度の導入もしくは定期フォローアップの義務づけを検討すべきではないかというご意見ですとか、あと、計量管理業務の計量方法等に偏っていて、なかなか計量器の整備については触れられていないという実情があるので、計量証明検査の免除も視野に入れて、計量士が計量器を日常点検する制度に見直すべきというご意見をいただいております。

こちらにつきましても、背景・現状に記載をしておりますが、特にこちらは一般計量士に関する事項かと思ひますが、やはり年々、計量士を確保することが困難な事態となっているため、計量士資格を得るための施策の再構築、つまり、計量士の資格を取得する人をふやすというところでのご意見かと認識をしております。

環境計量士につきましても、技術レベルの取得を確認する手段がなく、取得後の個人

のスキル状況がまちまちであるために、このようにフォローアップ等の義務づけをすべきではないかというご意見というふうに認識をしております。

それぞれの検討すべき課題でございますが、まず、実務経験のない国家試験合格者を一般計量士として認めることにつきましては、果たして実務経験を得ていない者が講習を受講しただけで、定期検査ですとか、さまざまな計量士の実務を行うことができるのかということは、まず十分な検証が必要ではないかというふうに考えております。その中で、一般計量士の実務経験の短縮、例えば、これは計量教習コースの5年から2年の短縮ということにつきましては、これは短縮したとしても、経験不足によって、さまざまな実務に支障を来すことがないかどうかというところが、こちらも検証が必要ではないかというふうに考えております。

また、その計量士の更新制度についてでございますが、更新制度については、まず法律改正ということになると考えておりますが、更新制度が現在ないことを理由に、現在、適正計量に著しい支障を来しているような事例があるかどうかという事実確認が必要でございます。また、その計量士関係団体等による任意のフォローアップ制度ではなくて、義務づけである必要性は何かというところを検討すべき課題としては挙げさせていただいております。

次に、15番の適正計量管理事業所でございますが、こちらについても、一つの項目にまとめております。

まずは、指定基準の見直しということでございますが、ISO9001及びISO10012のマネジメントシステムを導入した計量管理事業所を加えて、よりアピールすべきだというご意見です。また、自治体からの意見ということで、普及啓発の部分を取り上げさせていただいております。

こちらにつきましては、検討すべき課題といたしましては、ISO、例えば10012等のマネジメントシステムの導入を指定の基準として加えることは、まず規制強化になります。現行の指定の基準が不十分なために、適正計量管理事業所の計量管理に支障を来しているという事実はあるかどうかというところの確認が必要でございます。

また、二つ目の○につきましては、ほぼ同様のことを記載しておりますが、既存の適正計量管理事業者への影響の検討も必要であると考えております。

三つ目の○でございますが、具体的にこれは普及啓発のほうでございますが、包装紙等への表示につきましては、制度改正によらずとも実施可能なものでございますものですか

ら、まずはその事業者や業界団体の自主的な取り組みを検討して進められるのではないかと考えております。

次に、商品量目制度については、項目を分けて記載しております。

まず16ということでは、自治体よりいただいておりますご意見ということでございまして、例えば、規制を一本化すべきではないかですとか、量目公差法をシンプルにしてほしいというご意見でございまして。

こちらにつきましては、検討すべき課題といたしましては、まずは行政側にて商品量目についての解釈の統一化を図りまして、情報共有等を行うなど、運用上、改善できることがあるかどうか、まずは十分な検討が必要であると考えております。その上で、関係省庁と意見交換を行うなど、商品量目制度における課題等を整理し、必要があれば、その上で制度改正の必要について検討する事項ではないかと考えております。

17番につきましては、こちらは少し16番と分けて記載をしておりますが、こちらはOIML勧告に基づく商品量目制度の構築ということでございまして、具体的には3点について、ご要望をいただいております。

それぞれ現状と課題の欄には、一つ目の量目公差の話について記載をしております。この点につきまして、今のごく少量商品の規制追加ということでございまして、今現在では、0グラムを超えて5グラム未満の許容誤差が国内ではありませんということの話、これをOIMLに沿って、規定すべきではないかというご意見でございまして。

こちらにつきましては、まず、検討すべき課題でございまして、こちらの量目公差を定めることは、現状では規制強化になります。具体的に、ごく少量商品について、国際整合性を図らなければならない商品には具体的にはどのようなものがあるのか、ごく少量商品の内容量不足を契機として、消費者に著しい不利益を与えるような具体的事例にはどのようなものがあるのかということ、検証が必要であるというふうに考えております。

すみません、最後のページになりますが、18番でございまして、こちらは計量単位について、ご要望をいただいております。

質量百分率・体積百分率を明確化ということでございまして、今、具体的なお話で申し上げますと、質量百分率は現在「%」、体積百分率は「vol%」または「%」というふうに、計量単位規則の別表第2、省令のほうで今、規定をしています。これが紛らわしいという意見があるので、明確になるように認めてほしい、わかるように認めてほしいということでございまして、こちらは、パーセントや、百万分率のppmなども同様に上がっており

ます。

こちらでございますが、今、現状といたしましては、計量単位規則の省令にて、標準となるべきものを定めておりますが、こちらにつきましては、現状、ご要望いただいている単位につきましては、S I 単位ではないという実態がございますが、その国内外で広く用いられておまして、その使用を禁止することによって、国民生活に混乱を与えるおそれがあるため、法定計量単位として定められているものです。

検討すべき課題でございますが、こちらにつきましては、濃度の計量証明事業に限定されるものではなくて、あらゆる分野に適用されて、長年の運用で国内で定着しているものと考えておまして、こちらを改正する必要があるかどうかというものは、国際度量衡総会ですとかISOですとか、そういった国際的動向と、あと、国内への影響も勘案して、総合的かつ慎重に検討すべきではないかと考えております。

14番から18番につきましては、以上でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

では、14番から18番についてもご意見を伺いたいと思います。どうぞ。

○河住委員 日計振の河住と申します。

まず14番ですが、この検討すべき課題のところにありますように、講習だけで計量士の実務経験という話がありますが、これはただの講習じゃなくて、実務を含んだ講習と、そういうふうを考えております。実務経験を踏むべき必要な講習という、そういうふうを考えております。

それから、試験は受かったけれども、5年を2年にしたら、経験不足にならないかということですが、これはいずれにしても2年でも3年でも、資格を取得した計量士がいきなり現場に行くというのはなかなか難しいので、やっぱりベテランの計量士があつて、ついてOJTで協力していくというのは、どこの世界でも必要だと思いますので、そういうふうを考えております。そうすれば、経験不足という問題が解決できるのではないかということですが。

○金井氏 金井です。

ちょっと補充のご説明をさせていただきます。17番の商品量目制度の一番右の欄の検討すべき事項のところなんです、一番下のほうです。OIMLのR87のサンプルによる平均値手法、これはこのとおりなんです、一部、ロットサイズが32未満というようなことになると、個別に32未満のやつを検査するというところになっていきますので、

必ずしも全部サンプルで統計的に処理するということには、実質的にはなっていないというところがあります。

それから、計量士のほうで、計量士の122条の計量の定義としましては、計量器の検査、その他の計量管理を的確に行うために必要な知識、経験を有する者ということになっておりまして、もちろん定期検査とか適正計量管理事業所の計量管理等は重要な部分なんです。最近におきましては、適正計量管理事業所だけではなくて、広い意味で、計量管理というところが出ているわけで、必ずしも法定の関係の計量管理等をやっているだけではないということになる。むしろそちらのほうが主的にはなってきたというところがございます。

○村松氏 日計振、村松ですが、14番の計量士のところで、困難性ということで、私どもは提案をさせていただいて、その解決策をとということで、教習所の場合は5年を2年、それから国家試験合格者については、必要な実務講習を定めてほしい、そういうことをお願いしているところですが、私が調べただけですので、これは十分な裏づけがあるかというのは言いがたいんですけれども、経産省さんのお出しになっている統計をもとに簡易的に計算したのですが、平成13年度から平成24年度まで、私が調べましたところでは、国家試験合格者は2,876名、このうち登録されたのは2,147。このうちと申しましたが、2,147の中には、計量教習所を卒業して、単年度、およそ20人から40人ぐらいの人が入っているというふうに思います。それを引いて計算しますと、約58%から60%ぐらいの人しか登録ができていない。

したがって、それ以外の方は、力試しという人もいるかもしれませんし、いろんな要件で登録していないという人もいるかもしれません。そんなことがありますけれども、これがさらに登録要件、実務経験が緩和されれば、さらに登録が進んで、私どもが深刻に考えている地方の計量団体で指定定期検査機関を担当したり、代検査を担当したり、適正計量管理事業所で働いたりしている職員の補充が可能になる、そういうことで考えておりますので、ぜひ、そのような点も加味いただきまして、検討をお願いしたいと考えております。

○高増座長 ありがとうございます。

計量士について、何かほかの視点からのご意見等ございますでしょうか。

私から見ると、やっぱり計量士をうまく活用する仕組みとセットで何か考えるのがいいんじゃないかというようなことは思っております。

ほかの項目について。

○河住委員 日計振の河住です。

15番のところですが、ISO10012のマネジメントシステムの導入で規制強化にならないかという課題が出ておりますが、この指定基準というのは、今、一つあるのを二つ追加するというのは、全て三つのアンド条件で必要と言っているんじゃないかと、オアで選択的に採用すればいいと。それから、先ほどから出ていますように、義務的なものじゃなくて、やっぱり努力目標的なものだと考えております。

それから、放っておくと問題点に何があるのかという課題が出ておりますが、一つ言えるのは、今の適管事業所というのは、特に製造事業者に関しては、海外にいろいろ製品を出していく上で、国内だけの制度では、海外の顧客の監査なんかに対応しにくいと。海外の顧客側のやっぱりその辺の監査は厳しくチェックされますので、国際基準に基づいて管理をしているというのは、一つのPRにはなると。それから、顧客とか消費者に対しても、きちんとした基準で管理しているというのは、今のままよりもかなりお客に対しても、そのものをPRできると考えております。

それから、前回お話ししましたように、計量管理は、なかなか基準がない中で、その基準がマネジメントシステムであるということは、ただ単に決められたことをやっているだけじゃなくて、いろいろ変化に対応した管理ができて、継続的に前よりよくなっていく、改善できていくこと自身も顧客にPRできることだと思います。

それから、さらに言いますと、9000の計量管理というのと10012と、二つ書いているのは、9000の管理だけだと、品質管理全体の中での計量管理ということで、計量に対する取り組みの記述がやや少ないので、10012のような計測管理規格であれば、適正管理事業所と言っているからには、計量に関するやり方、方法が細かく記載された規定に基づいて運用したほうが当然よい。また、9000と統一というのは、適管と9000両方やっている顧客にとっては、規制緩和的な、そういう観点で一つ。

もう一つ、三つ目の10012というのは、よりプラスになるということで、よく適管事業所の製造事業者のこの制度から返上というのがふえています。それがかなりの量で、最近ふえてきているので、非常に気になっておまして、流通の事業所であれば、まだメリットがあるんですが、製造事業所にとっては監査があるだけだとメリットがないので、よりよく向上していくということでメリットを感じるということだと思います。

ちょっと長くなりましたが、すみません。

○高増座長 ありがとうございます。

適正計量管理関係では何かほかにご意見とかご指摘ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○高増座長 では、項目の16と17が量目制度の話ですけど、これに関しては、何かほかの論点とかご指摘とかございますでしょうか。

最後の18は、計量単位についてで、質量百分率と体積百分率の話でございますけど、これはS I単位ではない。これについては、日環協のほうから何かご指摘とかご意見が。

○村井氏 こちらの事務局のほうで検討すべき事項として、書かれていることで間違いのないと思うんですが、ただ、国際的な動向もということですから、計量法は国内法規なので、あくまでも日本の消費者が理解しやすい方向に持っていくのが一番正しい使い方だと思います。ただし、計量器の表示とかいろいろな部分を含めると、計量証明事業以外の物へも確かに影響が及ぶと思いますが、S I単位ではないということから、国内の消費者がわかりやすいという方向で使っていただきたいと思います。

○高増座長 ほかにはよろしいでしょうか。

(はい)

○高増座長 ありがとうございます。

一応、議題の1に関して、資料の1-1に関して、一通り議論を行えたと思います。非常に貴重なご意見、それから新しい論点とか課題をご指摘いただきましたので、大変充実した議論になったと思います。

事務局より追加の説明があるということですけど、よろしくをお願いします。

○関野計量行政室室長補佐 どうもありがとうございます。事務局の関野でございます。

本検討会に参画をされている委員以外の事業者の方からご要望が出されているので、検討に加えるべき課題として追加して欲しいということで、ご説明をさせていただきます。

お手持ちのi P a dの資料の1-2のパワーポイントの資料の一番最後のページをごらんになっていただきたいと思います。

ちょっと準備をしていただく間にお話をさせていただきますけれども、特殊容器制度についてご要望いただいているのですけれども、特殊容器制度に関係するガラス瓶の業界団体である製造事業者の団体の方並びにこれに実際に充填するビール業界の方からご要望いただいている内容でございます。

特殊容器製造事業制度のパワーポイントのP 25の一番下の特殊容器という赤囲みのと

ころをごらんになっていただきたいと思います。特殊容器というのは、ここにビールの例を記載してございます。瓶の下面に丸正マークと内容量、これはビール瓶の例でございませうけれども、「正」しいという字をデザイン化した丸正マークと500ミリリットルという内容量が記載されているビール瓶になります。計量法上、体積で表示する場合には、これは量目制度とも関係しますけれども、必ず体積を計量して、その内容量を表示し、量目公差内に収めなければならないというのが計量法の原則になっているのですけれども、ガラス瓶製造事業者の皆様方が品質管理が優れた状態で、瓶の製造を行ってれば、計量器とみなして、内容量は、高さで管理してもよいという制度になってございます。

現在、充填が可能な商品となっておりますのは、ここに政令で規定しております18の商品に限定して、そのような管理を行っていいということになってございます。ご案内のとおり、最近、ペットボトルとか紙パックが普及しているので、皆様方、一般でお使いになれることは、瓶というのは少なくなってきたという実態はもちろんあるのですけれども、料理店ですとか大量に使用される方が、現時点でもかなりご使用されている、また、最近、CO<sub>2</sub>削減の観点から、瓶メーカーあるいはビール業界の皆様方が軽量瓶の開発をしているということで、瓶の型式に関する省令上の見直し、現在、省令はJIS化されてございますけれども、型式などはJISで担保している制度になってございます。

最近、ビールにつきましては、ビール業界の皆様方が第三のビールであるとか発泡酒というのを市場に投入しているのは、ご案内のことと思います。ここの政令の18品目の中でビールが類似商品なんですけれども、これらは明らかにビールではないということになりますので、ぜひ追加して欲しいというのが、ビール業界並びにガラス瓶業界からいただいているご要望でございます。

商品名につきましては、酒税法との関係が深い関係にございますので、両団体からは、酒税法上の扱いの商品名と統一して欲しいということで、今、申し上げました発泡酒であるとか第三のビールというのを政令上で認めて欲しいというご要望を承っておりますので、是非とも検討課題に加えて欲しいということで、私からご紹介させていただきました。

以上でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

何かご質問とかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○高増座長 じゃあ、これも検討課題に加えるということで進めたいと思います。

では、今のようなこともありますけど、ほかに委員の皆様から、本日議論を行った以外で、課題として検討すべき項目について、ご意見とか。

○高辻委員 産総研の高辻です。

今の資料を1ページ戻っていただきまして、24ページ、水素燃料計量システムの計量性能技術基準のJIS化というのがございます。本日、一番上の議題で、特定計量器の追加という話がありました。これも新しく特定計量器に加えるかという議論もあるかとは思いますが、今、産総研からは別にこの瞬間に加えてほしいとか、そういう議論ではございません。ただ、今後、水素が普及してくるであろうことは確実ですし、装置としてはガソリンのディスペンサーと同じようなものですから、消費者にとっては非常に気になるところでございます。実際に、そういう要望もございまして、こちらに書いてありますけれども、JIS原案が既に作成されました。ただし、繰り返しですけれども、これはJIS、工業製品としての性能を確かめるための規格であって、特定計量器を想定したような規格では別にまだないわけですし、今後、OIML提案というの、予定は産総研としては考えてはいるんですけれども、こういう新しい技術に基づくものもあるということをやっと皆さんに周知していただきたいという問題提起でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

これについて、何かご質問とか。

○小島氏 計工連ですが、このJISを取りまとめさせていただいた団体でございまして、現在、ガソリン計量器とかLPGの計量器が検定制度によって非常に高い信頼性を確保していると認識しております。水素計量器につきましても、ガソリンと同程度の価格設定がされると伺っておりますし、これから水素燃料電池自動車为消费者に普及してまいりますと、当然、消費者の信頼を得るために、何らかの方法を考えなくちゃいけないということで、当会としても、検定が一つの手段ではないかなと考えられますので、ぜひ、この機会にご検討いただければと考えております。

以上です。

○高増座長 消費者に対して、ガソリンとかLPGなんかと同じような立場になるということ。

ほかに何かご質問等。

(なし)

○高増座長 では、これも課題として取り上げていきたいと思えます。

ほかに何か。

○堀井委員 計工連の堀井でございますけれども、昨今、計量器もI o Tの端末として、インターネットに接続されていることが一般的になってきております。例えば、電力量計等のユーティリティーメーターの分野では、スマート化が進み、ネットワーク上で計量情報の流通や計量器の組み込みソフトウェアへのアクセスが頻繁に行われていると伺っております。これによりまして、計量器が発する計量情報による取引からさらなる活用の拡大が見込まれるということで、社会活動に大いに貢献が期待できるのではないかと考えております。したがって、積極的にこういったことについても検討していただければというのが、まず1点でございます。

また、もう一つ、消費者との取引における計量の信頼性ということを考えますと、必ずしも計量器に表示部がついていなければいけないという必然性がないのではという気がしております。特にユーティリティーメーター、家庭などで使われていますガスメーター、水道メーター、電力量計には、表示部が大体、それぞれの計量器に付いていますが、水道メーター、ガスメーターはほとんど一般の方は見ることはないだろうと予想されます。そうしたものが、例えば、部屋の中で一括でモニターで見れるというようなことがあります。非常に利便性というのが高まってくるのではないのでしょうか。そんな気がしております。

ただ、ちょっとこれを実現するとなると、技術的には可能でありますけれども、今、盛んに言われておりますインターネット上でのサイバーセキュリティが大きな問題になってくるという気がします。ちょっと間違えば顧客情報の流出だとか商品の販売者による改ざん、あるいはシステムエラー、バグといった問題が避けられないことも考えられます。そうしますと、制度全体の信頼性につながりかねないというふうなことになると思います。

技術の進展あるいは情報化社会への対応のために、I o Tとか無線技術の検討を積極的に利用いただきたいと考えておりますけれども、セキュリティあるいは不正防止、エラーが生じた場合の配慮は不可欠というふうなことで、中期的観点からの具体的なルールやガイドライン、こうしたことの検討に取り組むべきではないのかなという気がしております。

それから、あと、もう一点ですけれども、先ほどの資料1-1の10番で、私どものほうから計量器の規制ということで、はかりの検定、定期検査等にICタグだとかバーコードを利用したらどうかということで提案していますが、先ほど検討いただきましたけれど

も、非自動はかりの使用場所の補足が非常に難しいこと、あるいは、定期検査の効率化、それから、目の前で使われているはかりが一体どのような修理履歴だとか正確性を持って管理されているのかということ为消费者の方によく理解いただくためには、こういった制度を進めるべきではというのが私の考えです。ぜひ調査委員会等を設けて、前向きにご検討いただければという提案でございます。

以上でございます。

○高増座長 ありがとうございます。非常に有効的な指摘だと思います。やっぱり経産省、それから、今、日本全体でIoT化というのを進めるというのが全体的な利便性とかを高めるという意味で必要だと思いますので、ただ、ご指摘のあったようなセキュリティとか信頼性の問題というのも必ず必要な話ですので、ガイドラインをつくるとか、そういうことに向けた調査するというのが必要なことだというふうに私も思っておりますので、非常に有効な検討すべき課題と思っております。

これについて、何かご意見とかご質問とかございますでしょうか。

○金井氏 そのほかでもよろしいですか。

○高増座長 わかりました。じゃあ、そのほかについて、課題について。

○金井氏 すみません、ちょっと補足説明で申しわけございません。資料1-1の最初のほうの2のところなんです、計量器の規制というところで、3年というやつをなくしてほしいという意見の要望のところなんです。この現在の制度のところの欄をちょっとごらんいただきたいんですが、丸が二つありまして、上の丸は計量法どおりのことなんです、丸の下の方は、もう既に期限が全部切れちゃって、証票を張るとかというのはなくなっていますので、このところは多分関係なくなっています。それから、それに関係しまして、検討すべき課題で、平成5年以前からのあるやつは、確かにあることはあるんですが、この制度はそれ以降の検定年月というのを表示されたその後の3年の猶予という話なので、この辺も余り考慮しなくても大丈夫なのかなというところが補足説明でございます。すみません。

それから、17の商品量目制度のところ、検討すべき課題のほうの下の方なんです、OIMLの公差は9%とかというところで、現行の計量法のやつは4%、6%で課題であるというところ、確かにこれだけ見るとそうなんです、実際の国内法に取り入れるときは、国内法にあるように取り入れればいいわけで、必ずしも9%ということではなくなるんじゃないかというところでございます。すみません。

○高増座長 ありがとうございます。

では、ほかに何かつけ加えるべき課題についてございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○高増座長 では、本日の議題1に関しては、これまでといたします。本日の議論1件追加された課題等については、今後まとめる報告書に盛り込むということで進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

## 2. 「計量制度に関する課題検討会」報告書 今後のとりまとめ方針

○高増座長 では、続きまして、議題2に移りたいと思います。事務局から資料2についてご説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐 それでは、事務局より資料2の「計量制度に関する課題検討会」報告書 今後のとりまとめ方針（案）の説明をさせていただきます。i P a dに資料がございますので、ぜひi P a dの資料2をあけていただければと思います。

まず、本検討会で、本日2回目でございます、次回、3回目ということでございますが、今後の本格的な計量制度の見直しの検討に資するために、当検討会としての報告書のとりまとめを行いたいと考えております。具体的には、その報告書には、とりまとめに当たりましては、先ほどの資料1-1をもとに、報告書で取り扱う項目を要望項目として記載をいたしまして、この後、ご説明さしあげますが、骨子に基づいて分類をいたしまして、前回、第1回と今回、第2回において、各委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、実現に向けた課題を整理して記載して、第3回、次回検討会において、報告書の案を事務局より提出すべく進めることとしたいと考えております。

報告書（案）に記載する要望項目でございますが、具体的には資料2の中に書いております1ポツの要望項目の中の項目になります。それぞれ括弧の番号で1から18がありますが、それは資料1-1の番号と対応をしております。加えて、四角でつけ加えている内容がございます、こちらは、前回、第1回でいただいた委員のご指摘で、要望の中になかったものをここに加えております。また、今回いただいたものについても、ここに加えて、報告書のほうを作成をしていきたいというふうに考えております。

では、次の資料2の3ページになりますが、大きい2ポツの報告書の作成について、説明を差し上げさせていただきます。検討会でとりまとめる報告書は、計量関係団体及び自治体からいただいた要望をもとに、第1回及び第2回検討会において、委員からなされた意見を踏まえ、実現に向けた課題を整理するものでございます。

つまり、ご要望いただいた内容を今後、どうすれば実現するかですとか、そういった課題がまさに本日も行ったような議論ですが、その内容を盛り込んで、こういった課題があるので、例えば、今後、こういうことを精査していく必要があるというものを整理してまとめるものでございます。この報告書は、今後の本格的な計量制度の見直しを進めるに当たりましての検討資料に資することが期待されるということでございます。

具体的な報告書の構成といたしましては、いただいた要望を大まかに下の3ポツの三つ

の項目立てに従って分類をして、整理することとしたいと考えております。または、こちらではできればですが、例えば、特に複数の団体から要望が寄せられた項目や、委員から多くの意見が寄せられた項目などを主要論点として位置づけて、特に重点的に課題を整理することも検討させていただきたいと考えております。

具体的には、「Ⅲ．報告書の骨子（案）」ということですが、「1．はじめに」というところから始まります。「2．論点・課題」ということをごさいますして、三つの項目立てを事務局にて現在ご用意をしております。こちらは、いただいた要望をそれぞれ計量制度の中の項目で、本日は順番に議論を進めましたが、内容から見て、こういったことでまとめられるのではないかと、現時点で、事務局にて想定をしたものでございます。

(1) は、民間事業者の参入の促進ということをごさいますして、適正計量の信頼性を確保しつつ、技術力のある民間事業者等の参入を促進するための見直しを行うものということをごさいますして、この下の括弧書きの番号は、本日の資料1-1の番号と対応しております。例えば、(7)番でしたら、型式承認の試験成績書の受け入れですとか、そういったことが対応しております。

(2) といたしましては、技術革新、取引又は証明における社会的環境変化への対応ということをごさいますして、計量器の技術革新、取引または証明における社会的環境変化へ対応し、規制対象の見直し、新たな規制・規定の導入等を検討するものということをごさいます。具体的には、例えば特定計量器の追加ですとか、そういった計量器の規制ですとか、そういったものが該当いたします。

三つ目でございますが、これは規制範囲・規定事項等の再整理・明確化ということをごさいますして、こちらは、現在の規制に関して、こういった事項を範囲ですとか規定事項等を再整理または明確化して、要するに見直すべきではないかという、適切なものとするための措置を図るものということと分類をしております。

本日は、この三つで項目立てをしておりますが、ここについても、本日、ご意見がございましたらいただければと考えております。

最後になりますが、4ポツの「とりまとめのスケジュール」でございます。本日、検討会にてなされた各委員の意見を盛り込みまして、本日の検討会の後に、報告書（案）を各委員に書面にて、電子メールでございますが、意見照会を行うこととさせていただきます。各委員より事前にご意見をいただいて、必要に応じて、報告書（案）に反映するなどして、次回、第3回検討会の資料とさせていただきたいと考えております。第3回、次回にて報

告書（案）を議論することといたしまして、報告書に関する最終議論といたします。追記が必要な場合は、その場でご了承いただくか、座長に扱いをご一任いただくこととなります。

本日、このような資料2に記載しておりますが、このような進め方で報告書を取りまとめることとしてよいかどうかということをご意見いただいて、ご了承いただくということにこの議題では考えております。

以上でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

今、ご説明がありましたような報告書の作成骨子の案なんですけど、まず最初に作成方法、骨子のまとめ方について、ご意見とかご質問があればお伺いしたいと思います。

○田中委員 私ども分析業界からか、もしくはNITEさんから出るかもわからないのですが、要望項目の2ページ目の一番上にJ C S Sの認定等において電子申請を認めるということが書かれています。私どもの中にMLAPというダイオキシンの特定計量の申請等、NITEさんに受けてもらうものがあり、それも電子申請を認めるということをもし残していただけるなら、NITEさんにご意見いただいて残してほしいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○太田委員 前回、電子申請に関しましては、DVDやCDなどいろいろな媒体に対応できる方向でご要望を承っていると思っております。国とも相談をしながら、電子申請をより幅広く対応できるように進めてまいりたいと思います。もちろんMLAPも含めて、進めていくことが重要と思っております。

○高増座長 個別な話はちょっとまたなんですけど、骨子なんかのまとめ方なんかについては、ご意見ございますでしょうか。

一応、ストレートに並べもいいんですけど、やはり体系的な整理というのとか、特に外部の人なんかに対する報告書をアピールするのに必要だと思うので、この1、2、3という整理は、何か適切じゃないかというふうに私は思っておるんですけど、どうでしょう。

特にご意見がなければ、このような整理に従って、前回、今回、それから、事前にいただいている要望書なんかの内容を事務局のほうで取りまとめをさせていただいて、あと、スケジュールなんですけど、これも最初の会にご了承いただいたように、第3回を3月18日に予定しておりますので、それまでに報告書をまとめて、事前に電子メールで暫定版を送っていただいて、それについて、3月18日に詳細に検討をするというような仕切り

で進めたいと思います。

全体に報告書の取りまとめ方について、何かご意見とかご指摘とかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○高増座長 では、それでは、一応、資料2の進め方に沿って、事務局で報告書の案の作成を進めるということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

最後の議題はその他ですが、その他について何か特段ご発言等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○高増座長 では、閉会の前に、星野審議官のほうから一言ご挨拶を。

○星野大臣官房審議官（産業技術・基準認証担当） 星野でございます。

本日も大変長丁場な、前回の2月1日の第1回に続きまして、第2回も3時間という、中身が非常に濃い密度なものですから、時間が経つのもつい忘れてしまいますけれども、時間としては、大変お忙しい中、長時間のご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

本日は、第1回目に皆様方からいただきましたご意見、ご議論、あるいは、その後、さまざまところ、あるいは自治体からもご意見をいただきまして、それを改めて事務局のほうで整理した上で、もう一度、皆様方から深掘りをして論点を整理していただきましたので、非常に課題や論点が整理されまして、改めて感謝を申し上げます。それに基づきまして、先ほどとりまとめの方向ということで申し上げましたけれども、三つの論点、民間事業の方々の参入の促進ですとか、それから技術の進展、あるいは環境の変化に応じた見直し、さらには規制緩和、あるいは規制の対象の範囲の明確化ということで整理をさせていただきたいと思っております。

今、ご議論、あるいはご指摘いただきましたように、計量法の、あるいは計量制度の重要性と必要性というのも何らいささかも変わらないわけでもございまして、その軸は全くぶれていないわけでもございますけれども、実際には、今、お話がありましたように、環境変化や、諸事情の問題、技術の問題もございました。いろいろと見直しの時期が来ているということでございますけれども、やはり私どもとしましては、いただいたご議論、ご意見、三つの組織、団体の方と自治体からいただいた意見について、一つの団体からでもご意見をいただいたものを真摯に受けとめて、しっかりとその議論の必要性、見直しの方向

ということを詰めてまいりたいと思いますが、とりわけ複数のところからいただきました特定計量器、指定検定機関、計量士などについて、複数だから重要で、そうでなければという意味の比較の問題ではございませんけれども、そういったやはり複数の観点からごらんになっていただいて、やはり見直しの観点が多いということもございますので、しっかりと見直しして、皆様からいただいた意見、あるいは指摘を踏まえまして、全体にとって調和のとれた、あるいは計量制度の整合性のとれた形にしたいと思います。

ただ、いずれにしましても、私どもが肝に銘じておかなければいけないのは、非常にさまざまな環境変化の中でも、特に現場の皆様、大変ご苦勞をいただいております、大変だということはわかるんですけれども、大変だから制度を見直して緩和をするかということとは、ある意味では本末転倒な場面もあるわけがございます。そこを本末転倒でなくて、やはり時代の背景に応じて見直していく。先ほどご指摘がありましたけれども、I o Tの時代なり、I Tの時代になりますから、より合理的になる部分というのもありますでしょうし、あるいは、自治体も含めて、非常に今、私どももそうですが、人員が非常に苦しい中で、でも、しっかりと現実としてこの制度を維持していくという意味での苦肉の方向になりますけれども、それが難しいから緩和をするというようなことにはならないように、しっかりと計量制度の枠組みというのを担保し、維持しながら、どのようなより合理的かつ現実的で、皆様方のご負担が減る、あるいは、私どももしっかりと管理をできる体制とできるかということで、整理をしたいと思っております。

あらかじめありましたけれども、3回という非常に限られた回数での検討でございますので、早くも今月にはとりまとめ案ということで、議論をしていただくことになりますので、引き続きまたお忙しい中、さまざまなご指導をメールなり、お会いをしてお話しした上で、また改めてこうした直接お会いをして、ご議論いただくことになるとと思いますが、もうしばらくの間でございます。引き続きご協力のほど、よろしく申し上げます。本日は、長い時間、本当にありがとうございました。

○高増座長 どうもありがとうございました。

では、最後に、事務局から今後の予定について。

○三浦計量行政室長 次回、第3回の検討会でございますけれども、3月18日（金）、13時30分から16時30分、この経産省の別館、この今まさに第2回が行われているこの会場で予定してございます。よろしく申し上げます。

あと、先ほどスケジュール、今後の方向性のところでもお話しさせていただきましたけ

れども、第3回目の委員会に先立ちまして、各委員の皆様方には、先ほどご了解いただきましたスケルトンにきちんとした報告書の案という形で肉づけしたものを事前にメールでお送りしますので、それについて、事前にコメントをいただきまして、ブラッシュアップをさせた報告書（案）の形で、3回目に臨みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○高増座長 では、以上をもちまして、第2回の計量制度に関する課題検討会を閉会させていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、非常に有効な議論ができたと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —

お問合せ先

産業技術環境局 計量行政室

電話：03-3501-1688

FAX：03-3501-7851